

災害時に町民のみなさんに実践していただきたい「命を守る行動・知識」を毎月お伝えしていきます。

在宅生活継続が基本

大規模な災害が発生したら、必ず避難所で生活をしなければならないというものではありません。自宅に被害がない、また軽微な被害で、安全性や機能性で問題がない世帯はできるだけ「在宅生活継続」（避難所生活をしない）をしましょう。そのためにも、住宅の耐震化、家具の固定、食料等の備蓄が重要となります。

避難所の開設（立ち上げ）

その中でも、大規模な災害により自宅に被害があり、安全性や機能性に問題がある場合、区自主防災会・施設管理者・町職員が協力して指定避難所を開設します。

ただし、災害発生後に開設される避難所は、施設の安全確認後の開設となりますので、災害発生後直ちに利用できるわけではありませんので注意が必要です。

避難所運営の心得

「避難所に行けば誰かが何とかしてくれる」という人ばかりでは、避難所運営はできません。「できることは協力する」という人が多い避難所は、生活しやすい環境を作ることができます。ここでは、円滑な避難所運営に必要な考え方について、ご紹介します。

避難所運営の主な役割分担

基本的な役割分担は以下のとおりです。ただし、施設の状況、避難者の人数によっても変わります。

組織名	役割
避難所運営組織 <small>(区自主防災会・避難者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受け付け 避難者名簿の作成 居住組・スペースの割振り 全体の防火、防犯活動等
避難所施設管理者 <small>(学校・町)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 施設、設備の被害状況や安全性の確認 施設管理 使用可能部屋等の割振り 避難所の運営支援 (おもに施設、備品の使用)
町職員	<ul style="list-style-type: none"> 町災害本部との連絡調整 避難所の運営支援 (おもに食料や生活用品) 避難所の閉鎖

運営上の課題

- プライバシーの保護
- 設営時の通路の確保
- ペットの避難
- 車中泊避難者への対応
- トイレやごみ等の衛生面
- 運営時等、男女の視点



・・・など

さいごに…

役場では、自主防災会の訓練や防災講座などの体験用に避難所で実際に使う機材を貸し出ししています。地域や団体で、ご希望がある場合には、下記担当までご相談ください。

過去に掲載した「防災・減災の取り組み」は、右のQRコードからアクセス



次回は「土砂災害の予兆と避難」を掲載予定

【問】総務課自治防災室 ☎(56)2220

内装&外装 塗装工事一式

なかむら塗装

静岡県知事許可 第25802号

川根本町徳山936

TEL・FAX 0547-57-2840

二代目代表 中村 剛子(なかむら たかね)

ご相談やお見積もりは無料です。お気軽にお声掛けください。